

発電設備の点検結果

評価区分		不適切事象の件数		
		原子力発電設備	火力発電設備	水力発電設備
A	法令、かつ保安規定に抵触するものであり、かつ設備の健全性が損なわれているもの（法定検査の成立性に問題があるものを含む）	該当なし	該当なし	該当なし
B	法令、保安規定、地元との協定のいずれかに抵触するもので、かつ設備の補修を伴うもの	1 件（1 件）	3 件	該当なし
C	法令、保安規定、地元との協定のいずれかに抵触するもの 法令、保安規定、地元との協定への影響は軽微*だが、広範囲にわたり行われていたもの、または継続的に行われていたもの	該当なし	1 8 件	2 5 件（2 5 件）
D	法令、保安規定、地元との協定への影響が軽微*なもの	3 件（1 件）	該当なし	該当なし
E	法令、保安規定、地元との協定のいずれにも抵触しないものの社内規則に抵触するもの	4 件	6 件	該当なし
合 計		8 件（2 件） 【8 事案, 3 発電所, 1 1 ユニット】	2 7 件 【1 2 事案, 9 発電所, 1 6 ユニット】	2 5 件（2 5 件） 【2 事案, 4 発電所, 2 0 ダム】

*軽微とは、例えば、法令などに基づく制限値内ではあるものの不適切な行為が実施されていたような場合、協定には抵触しないものの運用改善が望ましいような場合をいう。

注) () 内は、これまで公表したものを再掲。
【 】内は、不適切な事象を事案、発電所等に分類したもの。
なお、水力発電設備については、河川法にかかる点検の結果判明した不適切な事象を含めると、4 事案、1 4 6 発電所、2 5 ダムとなる。